

賑わい交流拠点施設運営戦略策定業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 7 月 30 日

久山町

1. 目的

本要領では、賑わい交流拠点施設運営戦略策定業務委託を実施するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2. 業務委託の概要

（1）業務名

賑わい交流拠点施設運営戦略策定業務

（2）業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

（3）履行期間

契約締結日から令和9年3月17日（水）まで

（4）対象地

久山町大字久原（別紙2「久山町観光交流ゾーン整備構想（案）」参照）

（5）事務局

久山町経営デザイン課

〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原 3632 番地

TEL：092-976-1111（内線 254） FAX：092-976-2463

E-mail：k-design@town.hisayama.fukuoka.jp

3. 提案上限額

金 12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による受託者選定・契約締結

5. 本業務実施上の留意事項

プロポーザルにおける企画提案は、事業者を選定するためにその取組方法について提案を求めるものであり、策定業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。具体的な策定作業については、契約後、企画提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者と協議のうえ実施するものとする。

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当

していないもの。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続開始の申立てをしていない者。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。
- (4) 契約締結までの間に、官公庁から指名停止又は指名除外等の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者。
- (6) 国税、地方税を滞納していない者。
- (7) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有している者。
- (8) 参加企業は、国、都道府県、地方公共団体又は高速道路株式会社(以下「NEXCO」という。)から平成28年度以降に受託した業務の実績が1案件以上ある者。なお、業務とは、以下のア～オのいずれかの業務とする。
 - ア 公共施設等の基本構想に関する業務
 - イ 公共施設等の基本計画に関する業務
 - ウ 公共施設等の基本設計に関する業務
 - エ 公共施設等の実施設計に関する業務
 - オ 道路休憩施設の物販施設等の基本構想・基本計画・基本設計・実施設計のいずれかに関する業務
- (9) 業務の実施体制は、配置予定管理(主任)技術者を1名置くこと。配置予定管理(主任)技術者の下に本業務を担当する技術者を複数配置することができる。
- (10) 配置予定の管理(主任)技術者は、管理(主任)技術者又は担当技術者として、国、都道府県、地方公共団体又はNEXCOから平成28年度以降に受託した業務の実績が1案件以上あること。

なお、業務とは、以下のア～オのいずれかの業務とする。

 - ア 公共施設等の基本構想に関する業務
 - イ 公共施設等の基本計画に関する業務
 - ウ 公共施設等の基本設計に関する業務
 - エ 公共施設等の実施設計に関する業務
 - オ 道路休憩施設の物販施設等の基本構想・基本計画・基本設計・実施設計のいずれかに関する業務
- (11) 配置予定の管理(主任)技術者は、以下のア～ウのいずれかの資格を有すること。
 - ア 技術士(総合技術監理部門:建設-都市及び地方計画)
 - イ 技術士(建設部門:都市及び地方計画)
 - ウ RCCM(都市計画及び地方計画)資格を有し、RCCM登録証の交付を受けて

いる者

※1 技術士・RCCMとは

国土交通省が定めた「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」（平成26年11月28日国土交通省告示第1107号）のうち、都市計画に関するものとする。

7. 企画等提案会に係る期限等日程一覧

内容	期限等日程
参加表明書・質問書受付開始	令和8年7月30日（木）10時
参加表明書の提出期限	令和8年8月10日（月）17時
参加表明書等に関する質問書の提出期限	令和8年8月4日（火）17時
参加表明書等に関する質問書への回答日	令和8年8月6日（木）10時
企画提案書の提出期限	令和8年8月27日（木）17時
企画提案書等に関する質問書の提出期限	令和8年8月21日（金）17時
企画提案書等に関する質問書への回答日	令和8年8月24日（月）10時
企画提案会（企画審査会）	令和8年8月31日（月）（予定） 予備日 令和8年9月1日（火）（予定）
審査結果の公表・通知	令和8年9月上旬予定
仕様書詳細協議・契約締結	令和8年9月上旬予定

8. 参加手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、令和8年7月30日（木）10時から令和8年8月10日（月）17時までに、以下に定める事項に従い、必要書類を事務局に持参または郵送（必着）すること。資格を満たすと判断された者には、随時、参加表明受付確認書（様式第6号）をもって通知する。

① 参加表明書（様式第1号）

② 業務実績書（様式第2号）

・ 6. 参加資格要件（8）に関する内容がわかる契約書等の写しを添付すること

③ 業務実施体制表（様式第3号）

・ 本業務を担当する者を全て記載すること

④ 役員等調書（様式第4号）

⑤ 情報セキュリティ方針の写し

※久山町指名競争入札資格者名簿に登録していない者は⑥も提出すること

⑥ 会社概要書（様式第5号）

・ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写しを添付すること

- ・印鑑証明書を添付すること
- ・納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書、また、久山町税の課税がある事業者は滞納のない証明書）の写しを添付すること

9. 企画提案書の提出

参加表明書を提出し、参加表明受付確認書を受領した者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

提出書類	留意事項
企画提案書提出届（様式第7号）	代表者印を押印すること
企画提案書（任意様式）	【コンセプト】 学ぶ・動く・育てる・食べる 幸せを実感できるウェルネスパーク 【要素】 ① 独自性 ② 持続可能性 ③ 新規性 【条件】 本文のフォントサイズは10.5pt以上、図表等は5pt以上を使用することとし、次の5項目については、必ず記載すること（記載順は問わない） ① 会社概要、本業務で発揮できる強み ② 業務の取り組み方針 ③ 戦略策定に向けた提案 ④ 業務工程と実施体制 ⑤ これまでの実績
参考見積書（任意様式）	提案上限額の範囲内とし、合計金額のほか精算内訳を記入すること

（1）提出方法

持参または電子メールにて事務局あてにデータで提出

（2）提出期限

参加表明受付確認書発行日～令和8年8月27日まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時までとする

（3）留意事項

- ・「久山町賑わい交流拠点施設運営戦略策定事業公募型プロポーザル実施要領」および「久山町賑わい交流拠点施設運営戦略策定事業公募型プロポーザル仕様書」を基に作

成すること

- ・提出書類は返却しないものとする
- ・受理した後はいかなる理由があってもその変更を認めない
- ・データは紙媒体で印刷される可能性がある
- ・企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第 8 号）を提出すること

10. 企画提案会（企画審査会）

企画提案書を提出した者に対して、次のとおり提案会（審査会）を実施する。

（1）日時（予定）

令和 8 年 8 月 31 日（月）10 時から 17 時のうち指定する日時

（2）場所

久山町役場本館 2 階会議室

（3）出席者

統括責任者を含み最大 2 名とする

（4）発表時間

30 分以内（企画提案説明 20 分、質疑応答 10 分）

（5）留意事項

- ・日時は企画提案書の提出時に、提出順に決定し指定する
- ・プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備する
- ・パソコンやその他必要なものは発表者が用意する
- ・追加資料などがある場合は発表者が 10 部印刷して持ち込む

11. 質問の受付及び回答

（1）提出期限

- ・参加表明書等に関する質問

令和 8 年 7 月 30 日～令和 8 年 8 月 4 日 17 時まで

- ・企画提案書等に関する質問

令和 8 年 8 月 11 日～令和 8 年 8 月 21 日 17 時まで

（2）提出方法

「質問書」（様式第 9 号）に記載し、以下電子メールに添付すること。電子メール以外での方法で提出された質問に対しては回答しない。また、電子メール送信後に、担当者へ受信確認の電話連絡を行うこと。なお、時間は 9 時から 17 時まで（土・日曜日、祝日を除く。）とする。

【アドレス】 k-design@town.hisayama.fukuoka.jp

【件名】 賑わい交流拠点施設運営戦略策定業務公募型プロポーザルに関する質問について

（3）回答方法

- ・参加表明書等に関する質問への回答

質問に対する回答は、全ての質問をとりまとめて一括で行うこととし、事業者名を伏せて、令和8年8月6日10時に、久山町ホームページに掲載する。

- ・企画提案書等に関する質問への回答

質問に対する回答は、全ての質問をとりまとめて一括で行うこととし、事業者名を伏せて、令和8年8月24日10時までに、参加表明者全員に電子メールで回答する。

12. 審査方法

- (1) 選考委員会(※1)を設置し、参加者の企画提案の内容及び提案会における説明内容を評価する。
- (2) 「評価点数(※2)は300点を満点とし、総合評価方式による採点の結果、最高点のものを受託者とする。ただし、総合計得点の60%(180点)を最低基準点とし、満たさない場合は受託候補者とししない。なお、評価点数が同点の場合は、見積書の安価な方を上位とする。
- (3) 選考結果は、発表者全員に発表者の結果のみ通知する。ただし、結果に関する意義等は受け付けない。

※1：選考委員は町長及び町長が指名する委員で構成する

※2：審査項目及び評価点数は次の表に示す

評価項目	評価内容	評価点
1. 運営戦略策定支援		
調査業務	① 基礎調査における現状・課題の整理方法は適切か	20
	② 拠点の役割・機能・ターゲット像の設定及びニーズ・需要の把握方法は適切か	20
	③ 既存類似施設の運営事例、収益構造等の調査・分析方法は適切か	20
	④ 施設の運営理念および基本方針の検討方法は適切か	20
ニーズの把握	① 町内事業者等のヒアリング調査方法は適切か	10
	② 町民や来訪者のヒアリング調査方法は適切か	10
施設の運営方針	① 施設の運営体制及び運営主体の検討方法は適切か	30
	② 経営方針の検討方法は適切か	20
	③ 事業収支見込試算の検討方法は適切か	20
	④ 町内事業者および関係団体との連携方策の検討方法は適切か	20
	⑤ 拠点の機能を活かした具体的な事業内容(商品、体験、イベント等)の検討・立案方法は適切か	20
	⑥ 試行的実施やモニターイベントの検討方法は適切か	10

	⑦ 広報方針および活用媒体（WEB、SNS、サイン等）の検討方法は適切か	10
	⑧ 拠点間の回遊行動を生む方策、仕組み（交通動線、案内表示、デジタルガイド等）の検討方法は適切か	10
2. トータル評価		
	調査・分析結果を踏まえ、運営戦略へ反映するための検討方法は適切か	20
3. スケジュール		
	本業務の実施工程は妥当かつ現実的なものか	10
4. 独自提案		
	本事業の価値を高めるための効果的な独自提案であるか	30
小計		300

13. 失格事項

以下のア～カのいずれかに該当するときは、失格とする。

- ア 本実施要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しない場合
- イ 参考見積書の金額が予定額を超過している場合（消費税及び地方消費税含む。）
- ウ 提出書類及びプレゼンテーション等で虚偽の記載や説明があった場合
- エ 審査結果に影響あたえるような不正行為が発覚した場合
- オ 契約締結の日までに、6に記載の参加資格を満たさなくなった場合
- カ その他本実施要領に違反すると認められた場合

14. 契約

契約は、最優秀者に選定された者と仕様及び契約条件等について協議の上、予算の範囲内で随意契約を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、評価により順位づけられた上位の者から順に契約交渉を行う。

15. その他

- ・審査に対する異議の申立ては受け付けない。
- ・本プロポーザルにかかる費用については、全て参加者の負担とする。
- ・書類の提出後の差し替え、再提出は認めない。また、提出した書類に記載した技術者は変更できないものとする。ただし、配置予定管理（主任）技術者については、病休・死亡・退職等極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を再配置し、かつ久山町の了解を得なければならない。
- ・提出された書類等は、提案者に無断で提案の審査以外の目的で使用しない。

- ・電子メール等の不着等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- ・本町が公にせず、本業務の遂行のために必要に応じて提供及び貸与する資料等の情報については、取り扱いに十分注意し、必要最小限の共有に留める。また、業務完了後も同様とする。
- ・本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局が協議して決定するものとする。